

秘	
指定者	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課長
育・無効印	
平成20年2月27日から	

写

基 発 第 0227001 号

平成 20 年 2 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

関係請負人が混在する製造業の事業場における総合的な安全衛生管理の推進について

製造業における総合的な安全衛生管理の推進については、「下請混在企業における総合的な安全衛生管理体制確立のための監督指導について」(昭和 46 年 2 月 19 日付け基発第 124 号)により推進し、指導対象事業場の度数率を減少させるなど一定の効果を上げており、製造業における死亡災害、死傷災害ともに約 3 分の 1 の水準にまで減少したところであるが、近年の状況を見ると、死傷災害の減少率が鈍化し、死亡災害は増減を繰り返している状況である。

また、製造業においては、近年、業務請負が増加し、これを背景とした労働災害が発生している。関係請負人は、設備の補修、製品の運搬等危険性や有害性の高い作業を分担することが多い等により、その労働災害発生率は、元方事業者のものと比較して一般に高いところである。

関係請負人の作業場所は元方事業者の事業場内であるため、関係請負人の自主的な努力のみでは十分な災害防止対策が実施できないこと等から、労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 108 号)において、事業遂行について権限と責任を有している元方事業者に対し、作業間の連絡調整の実施等が義務付けられたところである。さらに、「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針について」(平成 18 年 8 月 1 日付け基発第 0801010 号。以下「元方指針通達」という。)を示し、製造業における元

方事業者及び関係請負人のそれぞれが法令に基づき実施しなければならない事項及び実施することが望ましい事項を示すとともに、「製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に向けた取組について」(平成 19 年 6 月 29 日付け基発第 0629001 号、職発第 0629001 号、能発第 0629001 号)において、ガイドラインとして製造業の請負事業者が講ずべき事項を定めたところである。

これらを踏まえ、製造業に属する事業場であって、多数の関係請負人の労働者（常駐していない者を含む。）と元方事業者の労働者が常態的に混在して作業しているもの（以下「請負混在事業場」という。）において、元方事業者による関係請負人も含めた総合的な安全衛生管理（以下「総合的安全衛生管理」という。）を確立させるとともに、元方事業者及びその関係請負人それぞれの事業場における安全衛生管理（以下「個別安全衛生管理」という。）を徹底させるため、下記に示すところにより監督指導、個別指導等を実施されたい。

なお、「下請混在企業における総合的安全衛生管理体制確立のための監督指導について」(昭和 46 年 2 月 19 日付け基発第 124 号)については、本通達をもって廃止する。

記

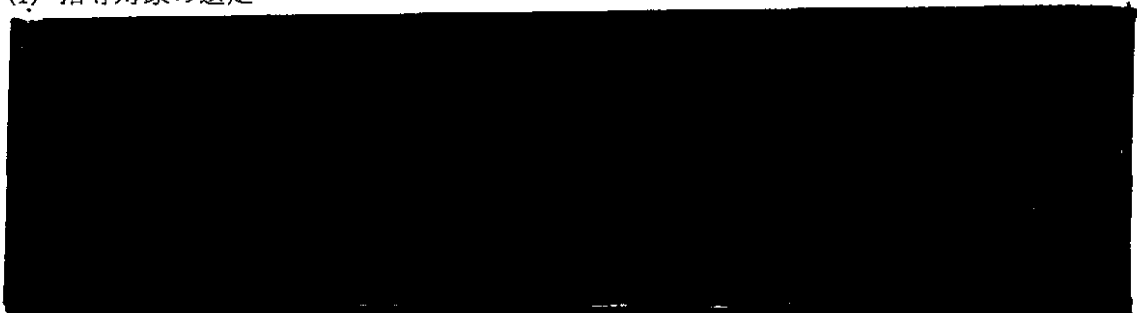
1 基本的態度

請負混在事業場における関係請負人の労働者の労働災害防止については、関係請負人の責務であるが、構内の請負事業場という実態から、関係請負人による対策だけでは十分な災害防止の実効をあげられない面があるため、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第 29 条、第 30 条、第 30 条の 2、第 31 条の 2 等の遵守に加え、それらの規定を含む元方指針通達に定められた事項の適切な実施により、元方事業者による関係請負人も含めた事業場全体にわたる総合的安全衛生管理を確立させるとともに、元方事業者及び関係請負人それぞれの個別安全衛生管理を適切に実施させるものとする。

なお、元方事業者及び関係請負人に対する指導に当たっては、事業場の規模及び事業内容、事業者の安全衛生管理水準等に応じ、最も効果的な行政手法を選択の上、監督担当部署と安全衛生担当部署との間の十分な連携を図りつつ、取組を推進すること。

2 監督指導、個別指導等の進め方

(1) 指導対象の選定



(2) 指導の実施方法

また、必要に応じ、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）の合同による指導の実施、局幹部による元方事業者に対する要請など局署の業務の分担等を考慮し、行政の組織的機能を活かした指導の実施に配慮すること。

さらに、指導を実施するに当たっては、下記の点に留意すること。

ア 指導の対象に選定した請負混在事業場については、元方事業者による関係請負人も含めた総合的安全衛生管理の確立のため、元方指針通達別添 1 の第 2 の 1 又は別添 2 の第 2 の 1 に示すところにより、労働災害防止対策として実施すべき主要な事項（関係請負人に対して実施する事項を含む。）を定めた安全衛生に関する計画（以下「元方安全衛生計画」という。）の策定について指導することとし、必要に応じて策定のための集団指導等を実施すること。

イ 大規模な請負混在事業場に対する指導に当たっては、必要な人数を確保した上で実施すること。

ウ 化学工場その他危険物又は有害物を多量に取り扱う請負混在事業場の指導に当たっては、特に専門的・技術的知識を要することから、産業安全専門官又は労働衛生専門官を主体とした指導を実施すること。

エ 本社段階において解決すべき問題又は他局管内に所在する同一事業者の請負混在事業場に共通の問題が予想される場合には、必要に応じ、本社又は当該事業場を管轄する局に連絡協議のうえ必要な措置をとることも効果的であること。

(3) 関係請負人に対する指導

関係請負人は、自らの労働者の安全と健康の確保に責務を有することは当然であり、その自覚を促すことにより、自らの個別安全衛生管理を適切に実施するよう指導すること。

また、関係請負人に対する指導を効果的に実施するため、必要に応じ、請負混在事業場に対して安衛法第 29 条の規定に基づく関係請負人に対する指導又は指示の実施について指導すること。

さらに、関係請負人に対する指導の結果は、請負混在事業場における元方事業者による総合的安全衛生管理の状況を評価する手段としても意義を有することに留意すること。

(4) 総合安全衛生管理指導事業場に対する指導

ア 選定基準

イ 指導期間

ウ 報告

総合安全衛生管理指導事業場として選定した事業場については、安衛法第 100 条第 1 項に基づき、元方事業者に対し、製造業（造船業を除く。）に属する事業者に対しては様式例 1、造船業に属する事業者に対しては様式例 2 を参考とし、次の事項を報告させること。

なお、関係請負人に関するものについては、元方事業者がとりまとめのうえ、署に報告するよう求めること。

(7) 災害統計（死傷者数、度数率、強度率等）

(4) 作業環境測定実施状況及び結果に基づき講じた主要な措置の概要

3 重点事項

請負混在事業場に対して指導の重点とすべき事項は、その業種、業態に応じた指導の重点とされている事項のほか、次の点に重点を置いて指導を行うものとする。

(1) 総合的安全衛生管理の確立に関する事項

ア 造船業を除く製造業の元方事業者に対しては、元方指針通達別添 1 の第 2 に掲げる事項、造船業の元方事業者に対しては、元方指針通達別添 2 の第 2 に掲げる事項の適切な実施を指導すること。

イ 造船業を除く製造業の関係請負人に対しては、元方指針通達別添 1 の第 3 に掲げる事項、造船業の関係請負人に対しては、元方指針通達別添 2 の第 3 に掲げる事項の適切な実施を指導すること。

ウ 元方指針通達別添 1 の第 2 の 1(2) 及び別添 2 の第 2 の 1(2)「安全衛生に関する計画の作成及び実施」の指導に当たっては、元方安全衛生計画の評価及び改善の実施

についても指導すること。

エ 元方指針通達別添 1 の第 2 の 3 及び第 3 の 3 並びに別添 2 の第 2 の 3 及び第 3 の 3 の協議においては、危険性又は有害性等の調査等に関する事項も含むよう指導すること。

(2) 個別安全衛生管理の促進に関する事項

個別安全衛生管理の促進のためには、元方事業者が実施する個別安全衛生管理と関係請負人が実施する個別安全衛生管理とを連携して実施させることが重要であることに留意し、次に掲げる事項について指導すること。

ア 危険性又は有害性等の調査等の実施に関する事項

危険性又は有害性等の調査等の実施に当たっては、元方事業者に対し、関係請負人が同一の場所で混在して作業を実施することによる危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づく必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び改善措置等の内容について関係請負人に伝達し、関係請負人に必要な措置を講じさせるよう指導すること。

イ 元方安全衛生計画に関する留意事項

元方安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善の適切な実施のためには、元方事業者と関係請負人との連携が不可欠であることから、元方指針通達に定める協議の場等において、十分な協議を行うよう指導すること。

ウ 安全衛生委員会等

上記ア及びイを含む総合的安全衛生管理に必要な事項については、元方事業者及び関係請負人それぞれの安全衛生委員会等において適切に審議されるよう指導すること。特に、関係請負人の安全衛生委員会等における調査審議は、元方事業者との協議組織における協議結果を踏まえて実施するよう指導すること。

(3) その他

石油化学コンビナートについては、「石油化学コンビナート等の災害防止対策協議会運営要綱」(昭和 46 年 2 月 18 日付け基発第 118 号)に示すところにより、同協議会が行った各企業において実施すべき事項に関する決定等に関しても、必要に応じ指導の重点とすること。

4 是正措置等

(1) 法令事項

監督指導又は個別指導において、元方事業者が安衛法第 29 条、第 30 条の 2 及び第 31 条の 2 の規定に基づく措置を行っていないと認められる場合は、是正勧告等所要の措置を講ずること。

(2) 元方指針通達に基づく事項

上記(1)以外の事項で、元方事業者が元方指針通達に定められている措置を行っていないと認められる場合は、元方安全衛生計画に基づき計画的に実施するよう指導するとともに、元方安全衛生計画を作成していない場合には、関係請負人と連携して当該計画を作成するよう元方事業者に対して指導すること。

なお、これら法令事項以外の事項について指導が必要な場合には、原則として指導票、安全衛生指導書を用いて指導することとなるが、指導内容の記載に当たっては、指導が強制にわたるものと受け取られないように慎重を期すこと。

5 その他

(1) いわゆる偽装請負について

いわゆる偽装請負（契約の形式は請負等とされているものの、発注者が直接請負労働者を指揮命令するなど労働者派遣事業に該当するもの）については、「偽装請負の解消に向けた当面の取り組みについて」（平成18年9月4日付け基発第0904001号、職発第0904001号）により適切に対応すること。

(2) 本省報告

監督指導、個別指導等の効果を全国的に確認するため、報告例規で定めるところにより、必要事項を各局でとりまとめ本省に報告すること。

様式例第 1 号

総合安全衛生管理指導事業場
安全衛生管理実施状況報告命令書基 署発第 号
平成 年 月 日

事業の名称

責任者職氏名

殿

労働基準監督署長

このたび、貴事業場を総合安全衛生管理指導事業場として指導することといたしました。については、貴事業場における労働安全衛生法第 29 条の規定による関係請負人に対する指導、指示の実施状況、同法第 30 条の 2 の連絡調整等の実施状況を把握するため、貴事業場及び関係請負人に係る労働災害発生状況、作業環境測定実施状況及びそれに対する措置の実施状況について承知したいので、労働安全衛生法第 100 条第 1 項の規定に基づき、別添様式に掲げる事項について下記のとおり報告することを命じます。

記

	報 告 対 象 期 間	報 告 期 日
第 1 回		
2		
3		
4		
5		
6		

(備考)

この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に所轄都道府県労働局長に対して審査請求をすることができます（処分があった日から 1 年を経過した場合を除く。）。

この命令に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます（命令があった日から 1 年を経過した場合を除く。）。

ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から 1 年を経過した場合を除く。）。

受領年月日
受領者職氏名

平成 年 月 日

総合安全衛生管理指導事業場
安全衛生管理実施状況報告命令書基 署発第 号
平成 年 月 日事業の名称
責任者職氏名

殿

労働基準監督署長

このたび、貴事業場を総合安全衛生管理指導事業場として指導することといたしました。ついては、貴事業場における労働安全衛生法第29条の規定による関係請負人に対する指導、指示の実施状況、同法第30条の規定による作業の連絡調整等の実施状況を把握するため、貴事業場及び関係請負人に係る労働災害発生状況、作業環境測定実施状況及びそれに対する措置の実施状況について承知したいので、労働安全衛生法第100条第1項の規定に基づき、別添様式に掲げる事項について下記のとおり報告することを命じます。

記

	報 告 対 象 期 間	報 告 期 日
第1回		
2		
3		
4		
5		
6		

(備考)

この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に所轄都道府県労働局長に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

この命令に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（命令があった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除く。）。

受領年月日 受領者職氏名	平成 年 月 日
-----------------	----------

様式例第 1 号及び第 2 号の別添

元方事業者	法人の名称	
	事業場の名称	
	所在地	
	事業の種類	
	労働者数 (各年度 4 月 1 日)	
関係請負人	関係請負人の事業場数	
	関係請負人の労働者総計 (各年度 4 月 1 日)	

		労働災害発生状況									
		労働者数(派遣 労働者を含む)	延労働時 間(注 2)	死亡	休業4日 以上	休業4日 未満	不休	計	度数率	損失日 数	強度率
本年度	元方事業場										
	関係請負人(注 1)										
前年度	元方事業場										
	関係請負人(注 1)										

(注1) 元方事業場の構内における災害に限る。

(注2) 元方事業場の構内における労働時間に限る。

作業環境測定実施状況（注１）

元方事業者	実施年月日	実施場所	管理区分	作業環境測定結果に基づき講じた主要な措置の概要
関係請負人 （注２）	実施年月日	実施場所	管理区分	作業環境測定結果に基づき講じた主要な措置の概要

（注１）作業環境測定結果報告の写しの添付で代えることができる。

（注２）元方事業場の構内において実施したものに限る。なお、元方事業場が測定した結果を活用する場合はその旨を記載すること。

（注３）行が不足する場合は適宜追加すること。